

2. 精神障害者社会復帰施設（つづき）

精神障害者社会復帰施設（つづき）				
施設・設備基準など	精神障害者生活訓練施設（援護寮）	精神障害者福祉ホーム	精神障害者グループホーム	精神障害者福祉ホーム型
食堂	○調理コーナーを設けること	—	○調理コーナーを設ける	—
居間	—	—	○	—
浴室	○	○	○	○
洗面所	○	○	○	○
便所	○	○	○	○
医務室	—	—	—	—
調理室	給食業務を行うことができる	○	—	○居室に調理設備があれば不要
介護職員室	—	—	—	—
看護職員室	—	—	—	—
機能訓練室	○デイケア設置の場合	—	—	—
面接室	—	—	—	—
相談室	○	—	—	○
洗濯室	—	—	—	—
汚物処理室	—	—	—	—
介護材料室	—	—	—	—
事務室	○	○管理人室	○管理人室	○
施設長室	—	—	—	○管理人室
宿直室	—	—	—	—
霊安室	—	—	—	—
その他	娯楽室（但し食堂と兼ねることができる）	娯楽室		医療機関との密接な連携を図ることができることにおいて実施すること

VI 脳機能障害についての介護マニュアル

若年痴呆患者に対して、現制度上の具体的な処遇方法を含んだマニュアル「若年期の脳機能障害についての介護マニュアル」を作成した（別冊）。

資料1. 調査用紙

痴呆および関連疾患の生活実態に関するアンケート調査

記載者氏名	患者本人との関係	1 医師 2 看護婦・看護士 3 介護士 4 その他の医療機関・福祉施設の職員() 5 夫 6 妻 7 父親 8 母親 9 きょうだい 10 兄 11 妹 12 子 13 その他の家族()			
I 患者氏名 (イニシャルで結構です) []		II. 年齢 []		III. 性別 男女	
IV. 治療・介護の場所					
<p>1. 施設 (1) 福祉施設 名称() (2) 医療機関 名称() 科名は a 精神科 b 神経内科 c 脳神経外科 d 内科 e その他()</p> <p>2 在宅 主たる介護者は? a 母 b 父 c 夫 d 妻 e その他()</p> <p>3. その他 ()</p>					
V. 診断されている疾患名 以下のなかから適切なものを選び○で囲んで下さい。いくつでも結構です。					
<p>1 痴呆 (1) アルツハイマー病 発症年齢 歳 または 不明 (2) 血管性痴呆 発症年齢 歳 または 不明 (3) その他の痴呆 痘名() 発症年齢 歳 または 不明</p> <p>2 その他の疾患 (1) 頭部外傷後遺症 発症年齢 歳 または 不明 (2) 健忘症(記憶障害) 発症年齢 歳 または 不明 (3) 認知障害・注意障害 発症年齢 歳 または 不明 (4) 自律神経失調症 発症年齢 歳 または 不明 (5) 人格情動障害(性格変化) 発症年齢 歳 または 不明</p> <p>3 内科疾患など (1) 痘名() 発症年齢 歳 または 不明 (2) 痘名() 発症年齢 歳 または 不明 (3) 痘名() 発症年齢 歳 または 不明</p> <p>4 原因不明 ()</p>					
VI. 障害の程度 1 軽度 2 中等度 3 重度 4 不明(不明の理由) ()					
VII. ADL(日常生活動作能力) それぞれの項目について、当てはまるものを○で囲んで下さい					
項目	5	4	3	2	1
行動範囲	寝床の中 寝たきり	室内・寝床の範囲	家の中・廊下まで	家の周囲、庭先まで	外出可能 普通
歩行	寝たきり 座りきり	はう・いざる	介護必要、自力で車椅子	歩行器などが必要	独歩、杖歩行、老人車
起座	全く動けない	キャビなど支え必要	介助必要	橋や紐あれば自力で 可能	普通
食事	全介助 鼻ソシード	介助必要	一部介助 自力が多い	少し不完全 ほぼ自立	普通
排泄	常時失禁 尿便意なし	失禁多い 尿便意あり	時に失禁	少し不完全 後始末不完全	普通
便失禁	あり				なし
入浴	全介助	介助必要 協力あり	一部介助 自力が多い	少し不完全 洗濯は介助	普通
洗面	全介助	介助必要 協力あり	一部介助 自力が多い	少し不完全	普通
着脱衣	全介助	介助必要 協力あり	一部介助 自力が多い	少し不完全	普通
視力 (眼鏡使用可)	殆ど見えず 明暗のみ	顔の輪郭が分かる	大きいものが見える	見えるが 少し不完全	普通
聴力	殆ど聞こえず	補聴器使用しても大声 のみ	補聴器使用すれば普 通	少し不完全	普通
買い物	全くできない		誰かが付き添えば可能	少額のものなら可能	普通 一人で可能
家事	全くできない	介助がなければできな い	簡単な家事は可能。清 潔さは維持できない	食器洗い、布団敷きな ど簡単なことはできる	力仕事以外は可能
移動 外出	全く出かけられない	付き添われて可能	付き添いがあれば、バ スや電車を利用できる	タクシーは自分で頼め る。バスや電車は困難	バスや電車を利用でき る。車の運転可能
金銭の管理	扱えない		大きい買い物は付き添 いが必要		自分でできる

VIII 日常生活の中で見られる問題 (過去6ヶ月間に、患者さんに認められた問題の内容を記入して下さい)

IX 公的支援制度の利用

1 障害者手帳	(1) 持っている → a 身体障害者手帳 b 精神障害者手帳 c 療育手帳 d その他() (2) 持っていない
2 通院医療公費負担	(1) 受けている (2) 受けていない (3) 入院・入所中のため受けていない
3 デイサービス	(1) 受けている (2) 受けていない (3) 入院・入所中のため受けていない
4 ホームヘルパー支援	(1) 受けている (2) 受けていない (3) 入院・入所中のため受けていない

X 他の組織の利用

1 有料サービス	(1) 受けている → その内容() (2) 受けていない
2 ボランティアの支援	(1) 受けている → その内容() (2) 受けていない

XI 家族・介護者の心配すること 該当するものを〇で囲んで下さい いくつでも結構です。

回答者 1夫 2妻 3父親 4母親 5きょうだい 6娘 7息子 8孫 9その他()

心配することが
(1) ある

(2) ない

1	ある	ない	物忘れ	日常生活の面倒(介助) 問題行動
2-1	ある	ない	食事	
2-2	ある	ない	入浴	
2-3	ある	ない	尿・便失禁	
2-4	ある	ない	金銭管理	
2-5a	ある	ない	不眠	
2-5b	ある	ない	徘徊・迷子	
2-5c	ある	ない	暴力・暴言	
2-5d	ある	ない	その他の問題行動 ()	
3	ある	ない	入院や入所施設	
4	ある	ない	経済面	
5	ある	ない	その他 ()	

資料2. 初老期痴呆と老年期痴呆の介護の比較

この調査は1991年10月に実施され、三宅貴夫等が「老人をかかえて」の1992年3月号～1993年8月に分けて連載したものを一部改変して引用した。

1. 年齢と性別

	男性	女性	不明	合計
65歳未満	13(50.0)	13(50.0)	0(0.0)	26(100)
65歳以上	81(26.0)	226(72.7)	4(1.3)	311(100)

<説明>

初老期痴呆では男女同数であるが、老年期痴呆では女性が約1/3の割合で多い。

2. 疾患の種類

	アルツハイマー病	血管性痴呆	混合型痴呆	ピック病	頭部外傷	その他
65歳未満	20(76.9)	5(19.2)	0(0.0)	1(3.8)	0(0.0)	0(0.0)
65歳以上	156(50.2)	100(32.2)	35(11.3)	2(0.6)	5(1.6)	16(5.2)

<説明>

65歳未満ではアルツハイマー病が最も多く、65歳以上でもアルツハイマー病によるばけが最も多く(50.2%)、脳血管性痴呆がこれに次ぐ(32.2%)。また頭部外傷性痴呆も1.6%ある。

3. 初発症状

	記憶障害	見当識障害	行動障害	幻覚妄想	性格変化	その他
65歳未満	11(42.3)	3(11.5)	14(53.8)	1(3.8)	3(11.5)	6(23.0)
65歳以上	165(53.1)	71(22.8)	71(22.8)	39(12.5)	24(7.7)	60(19.3)

<説明>

記憶障害は65歳未満も65歳以上も共に最も多く、65歳未満では特に行動障害が多い傾向がある。

4. 生活の場所

	在宅	老人ホーム	老人保健施設	老人病院	総合病院	精神病院	有料老人ホーム
65歳未満	11(42.3)	3(11.5)	14(53.8)	1(3.8)	3(11.5)	6(23.0)	0(0.0)
65歳以上	165(53.1)	71(22.8)	71(22.8)	39(12.5)	24(7.7)	60(19.3)	3(1.0)

<説明>

65歳未満の痴呆の人の方が在宅での介護が困難な状況に置かれていると考えられる。在宅での介護が困難になると65歳以上の人と比べ相対的に精神病院に入院させられていることが多い。65歳未満でも老人ホームや老人病院に入所・入院していることは、特に60歳から64歳までの痴呆の人がこれらの施設を利用できる状況にあるためと思われる。

5. 介護者

	夫	妻	母	息子	娘	長男の妻	その他
65歳未満	11(42.3)	11(42.3)	1(3.8)	1(3.8)	0(0.0)	0(0.0)	2(7.7)
65歳以上	21(6.8)	58(18.6)	0(0.0)	22(7.1)	78(25.1)	98(31.5)	34(10.9)

<説明>

65歳未満では夫または妻が同じ割合で最も多く、この両者を合わせると84.6%であり、初老期痴呆の介護者のほとんどが配偶者である。これに対して65歳以上では、長男の妻(嫁)が最も多く(31.5%)、次に娘、妻の順である。

65歳未満の痴呆については、介護者は60歳代が最も多く(53.8%)、次が50歳代(42.3%)である。これに対して65歳以上の痴呆では、50歳代が最も多く(29.3%)、60歳代(26.7%)、40歳代(24.4%)の順である。

6. 家族構成

	1世代	2世代	3世代	4世代以上	不明
65歳未満	13(50.0)	10(38.5)	2(7.7)	0(0.0)	1(3.8)
65歳以上	48(15.4)	101(32.5)	131(42.1)	6(1.6)	25(8.0)

<説明>

65歳未満の初老期の場合、1世代（夫婦のみ）が半数を占め最も多く、2世代がこれに続く。それに対して65歳以上の老年期の痴呆の場合は、3世代が最も多い。

7. 同居家族数（本人含む）

	1人	2人	3人	4人	5人以上	その他
65歳未満	0(0.0)	13(50.0)	7(26.9)	3(11.5)	1(3.8)	2(7.7)
65歳以上	11(3.5)	62(19.9)	68(21.9)	48(15.4)	101(32.5)	21(6.8)

<説明>

65歳未満の場合は2人が半数を占めて最も多い。これに対して65歳以上の場合は、5人以上が約3分の1で最も多く、3人、2人、4人の順となっている。

8. 制度利用状況（過去1年間に利用した制度）

	老人精神保健相談	保健婦訪問	痴呆疾患センター	通院	往診	訪問看護	入院
65歳未満	2(7.7)	6(23.1)	1(3.8)	17(65.4)	1(3.8)	2(7.7)	6(23.1)
65歳以上	68(21.9)	118(37.9)	23(7.4)	203(65.3)	79(25.4)	24(7.7)	125(40.2)

ショートステイ	デイサービスセンター	老人ホーム入所	在宅介護支援センター	ホームヘルパー	介護手当	特別障害者手当	特別障害者控除
7(26.9)	7(26.9)	3(11.5)	0(0.0)	3(11.5)	2(7.7)	7(26.9)	4(15.4)
119(38.3)	129(41.5)	37(11.9)	4(1.3)	51(16.4)	99(31.8)	28(9.0)	75(24.1)

<説明>

「老人精神保健相談」は老年期で多く21.9%の人が利用しているが、初老期では7.7%と少ない。「保健婦の訪問」は比較的多く初老期で23.1%、老年期で37.9%である。「通院」は共に65%であるが、「往診」は老年期が多い(25.4%)。「入院」は老年期が初老期より多く、40.2%である。「介護手当」は、老年期31.8%に対し、初老期は7.7%と少ない。

初老期に多く利用した制度として、特別障害者手当がある。

この結果を見る限り、初老期痴呆の人とその家族が制度上著しい年齢制限や差別を受けているとは言い難い。

9. 介護について困っていること（介護上のこと）

	患者の状態について	介護者の健康状態	制度の利用について	介護者の余裕がないこと	介護の環境	その他	不明
65歳未満	5(19.2)	3(11.5)	0(0.0)	2(7.7)	7(26.9)	0(0.0)	9(34.6)
65歳以上	71(22.8)	33(10.6)	15(4.8)	50(16.1)	69(22.2)	24(7.7)	88(28.3)

<説明>

初老期痴呆と老年期痴呆とでは大きな違いはないと言える。

10. 介護について困っていること（経済的なこと）

	収入の減少について	制度利用に伴う負担について	就労困難・就労中断について	教育費・ローン等の出費について	介護用品の出費について	その他	なし／不明
65歳未満	1(3.8)	5(19.2)	3(11.5)	0(0.0)	0(0.0)	3(11.5)	15(57.7)
65歳以上	10(3.2)	51(16.4)	18(5.8)	9(2.9)	12(3.4)	32(10.3)	195(62.7)

<説明>

「収入の減少について」は、介護に専念するために退職せざるを得ないため収入が減少することなどである。「就労困難・就労中断について」は、介護に専念するために仕事に就けない、仕事を辞めなければならないことなどである。

<引用者の注>

この調査は、あくまでも介護者の問題であり、痴呆の人が仕事が困難になった結果、「収入が減少」したり、「就労困難・就労中断」になることは含まれていない。

11. 介護について困っていること（家族のこと）

	家族等の理解と協力について	家族内の要介護者について	家族内介護の交代者の不在	家族生活の混乱について	制度利用の家族の無理解	その他	なし／不明
65歳未満	6(23.1)	1(3.8)	0(0.0)	3(11.5)	1(3.8)	4(15.4)	15(57.7)
65歳以上	93(29.9)	9(2.9)	6(1.9)	69(22.2)	3(1.0)	11(3.5)	178(57.2)

＜説明＞

「家族等の理解と協力について」は、介護している妻や夫への無理解や非協力のことである。「家庭内の要介護者について」は、ぼけの人の他にさらに介護を要する人がいることなどである。「制度利用の家族の無理解」は、介護者がショートステイを利用したいと思っても反対することなどである。なお「家族生活の混乱について」65歳以上の方方が2倍多い理由は不明である。

12. 介護について困っていること（制度利用について）

	デイサービスについて	ショートステイについて	老人ホームについて	窓口相談・情報などについて	利用手續・利用制限について	その他	なし／不明
65歳未満	1(3.8)	1(3.8)	3(11.5)	2(7.7)	1(3.8)	4(15.4)	16(61.5)
65歳以上	27(8.7)	34(10.9)	23(7.4)	11(3.5)	36(11.6)	52(16.7)	169(54.3)

＜説明＞

この調査項目について65歳未満の初老期痴呆に特に困ったことが多いとはいえないが、これは初老期痴呆の人や家族が制度を利用していないか、利用すべき制度そのものがないことと関係していると思われる。

13. 望むこと・思うこと

	介護者への理解と援助	家庭内の理解と援助	地域社会の理解と援助	福祉の充実	医療の充実	医療・福祉施設の拡充	医療・福祉職員の待遇改善	相談・情報提供の改善
65歳未満	0(0.0)	1(3.8)	1(3.8)	6(23.1)	1(3.8)	2(7.7)	1(3.8)	0(0.0)
65歳以上	3(1.0)	6(1.9)	26(8.4)	72(23.2)	27(8.7)	18(5.8)	12(3.9)	14(4.5)

	制度利用の負担の軽減と公平化	障害者と難病の認定	年齢制限の撤廃	行政の対応の改善・充実	保健・医療・福祉の連携	その他	なし	不明
65歳未満	0(0.0)	1(3.8)	5(19.2)	0(0.0)	1(3.8)	3(11.5)	0(0.0)	10(38.5)
65歳以上	8(2.6)	6(1.9)	1(0.3)	15(4.8)	6(1.9)	26(8.4)	13(4.2)	127(40.8)

＜説明＞

両群とも多いのは「福祉の充実」である。具体的には、「デイサービスの普及」、「デイサービスの利用回数増加」、「ショートステイの期間延長」、「介護手当の導入と増額」、「ホームヘルパーの増員」などである。両群で異なるのは、「年齢制限の撤廃」が65歳未満の痴呆の群に多いことである。既に述べたことがあるがとりわけ60歳未満の痴呆の人について、この要望が強い。その他の項目の具体的な内容として、「痴呆専用施設」「痴呆の人への十分な身体治療」「行政が介護家族について正しい理解と実態を把握すること」「保健・医療・福祉の連携」などである。なお介護家族からみて「痴呆の人が利用できる老人ホームや病院の増設」「医療や福祉の職員の増員や労働条件の改善」などの指摘もある。

14. まとめ

初老期痴呆独自の問題や課題はあるが、年齢に関係なく痴呆の人と家族への社会の理解、医療・福祉の施設の充実、医療・福祉の職員の増員と労働条件の改善、医療・福祉の職員の痴呆と家族への理解、保健・医療・福祉の連携など痴呆の人と家族を支える基本的な基盤の充実が不可欠と結論づけることができる。

資料3. 現在の施設内容とその基準

1. 高齢者福祉施設

高齢者福祉施設			
施設・設備基準など	特別養護老人ホーム	グループホーム	グループケアユニット型特別養護老人ホーム
施設の目的	身体上又は精神上著しい障害のある高齢者に対し、日常必要なサービスを提供する。	小規模のグループで共同生活を営む痴呆性高齢者に対し、家庭的な環境の中で生活援助員による生活上の指導援助を行う形態。痴呆の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ、精神的に安定して明るい生活を送れるように支援する（他に精神障害者グループホームもある）。	入所者の内の多く（8割程度）が痴呆障害を持っている特別養護老人ホーム。居室をいくつかの小規模グループに分け、グループ毎に食堂、談話スペース等を備えるといったグループホーム的手法によるサービス提供を行う。
対象者	65歳未満で、特に必要があると認められた場合を含む以上の高齢者であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者であり、居宅において適切な介護を受けることが困難な者。	概ね65歳以上の中程度の痴呆性高齢者であって、家庭環境等により、家庭での介護が困難であるか、概ね身辺の自立ができるおり、共同生活を送ることの支障がないことに該当する者スウェーデンでは痴呆性高齢者専用ではない。	特別養護老人ホームと同じ。
入所定員	20人以上	1グループ当たり5人～9人。但し、事業単位としては、複数のホームを合築して運営することができる。但し東京都基準では最大5人まで、4ユニット以上ではデイサービス施設を併設。	居室部分を、1グループ当たり5人～9人のグループユニットとし、複数ユニットを運営する。
建物	耐火建築物（平屋は準耐火建築物）	階数・規模により耐火または準耐火建築物	階数・規模により耐火または準耐火建築物
国庫補助基準面積	34.13 m ² /人	—	38.0 m ² /人
入居者1人当たりの面積（実状）	通常：40～50 m ² /人、全個室型：50～60 m ² /人	40 m ² /人～	50～70 m ² /人
他施設との連携、併設			
設備	居室	1人当たり10.65 m ² （個室は15.72 m ² ）、多床室の場合は4人以下、ショートステイ居室は12.48 m ²	原則個室。1人当たり99 m ² 以上。13 m ² 以下の場合には、押入棟の収納設備を別に確保補助基準
	静養室	介護職員室または看護職員室に近接	○

1. 高齢者福祉施設（つづき）

高齢者福祉施設（つづき）			
施設・設備基準 など	特別養護老人ホー ム	グループホーム	グループケアユニット 型特別養護老人ホーム
食堂	○機能訓練室と合 わせて1人当たり 3m ² 以上	○	○
居間	—	○入居者の相互交流の場と して	○
浴室	○一般浴槽の他、 特別浴槽の設置	○1～2人用の介助に適し た浴槽	○
洗面所	○居室の階ごと に、身体障害者に 適したもの	○原則、居室内に設ける	○
便所	○同上	○原則、複数箇所に分散配 置	○
医務室	○入所施設を有し ない診療所とする	—	○
調理室	○	○入居者と職員が共働きで 調理	○
介護職員 室	○寮母室、居室の ある階ごとに、居 室に近接して	○	○
看護職員 室	○	—	○
相談室	—	—	○
洗濯室	○	○ユーティリティとして	○ユーティリティとし て
機能訓練 室	○	—	○
面接室	○	—	○
汚物処理 室	○	○ユーティリティとして	○ユーティリティとし て
介護材料 室	○	○	○
事務室	○	—	○
施設長室	—	—	○
宿直室	○介護職員、事務 職員、（看護職 員）	—	○
靈安室	○地域ターミナル ケアの拠点として の機能	居室に安置	○

2. 精神障害者社会復帰施設

精神障害者社会復帰施設				
施設・設備基準など	精神障害者生活訓練施設(援護寮)	精神障害者福祉ホーム	精神障害者グループホーム	精神障害者福祉ホーム型
施設の目的	回復途上にある精神障害者に居室その他設備を一定期間利用させることにより、生活の場を与えるとともに、精神障害者の社会参加に関する専門的知識を持った職員により生活の指導等を行い、もってその自立への促進を図る。	一定程度の自立能力のある精神障害者であって、家庭環境、住宅事情等の理由により住宅の確保が困難な者に対し、一定期間利用させることにより生活の場を与えるとともに必要な指導等を行い、もって社会参加の促進を図る。	地域において精神障害者グループホーム(共同生活を営む精神障害者に対し、食事の世話等の生活援助体制を備えた形態)での生活を望む精神障害者に対し、日常生活における援助を行うことにより、精神障害者の自立生活を助長する。	症状が相当程度改善している精神障害者の社会復帰、家庭復帰の援助をするために、生活の場を与えるとともに、社会復帰のための必要な指導等を行なう。社会復帰と自立の促進を図る事業を試行的に実施する(長期在院患者の療養体制整備事業)。
対象者	入院医療の必要はないが精神障害のため独立し日常生活を営むことが困難と見込まれるものであり、かつ、デイケア施設、精神障害者通所授産施設及び精神障害者小規模作業所に通える程度の者。	家庭環境、住宅事情等の理由により住居の確保が困難であるため、現に住居を求めている精神障害者。また、日常生活において介助を必要としない程度に生活習慣が確立しており、継続して就労できる見込みがある者。	精神障害者であって、日常生活上の援助を受けないで生活することが、可能でないか又は適当でない者。また、一定程度の自活能力があり、数人で共同の生活を送ることに支障がない、就労(福祉的就労を含む)している者。	病状は安定していて必ずしも入院治療を必要としないが、意欲面の障害もしくは逸脱行動の症状を有する、又は、高齢化による一定程度の介助を必要とする状態にある精神障害者で、一定程度の介助があれば、日常生活を営むことができる者。
入所定員	おおむね20人	おおむね10人	おおむね5～6人	おおむね20人
建物	一	一	一	耐火または準耐火建築物
基準面積	原則として149m ² /人以上	原則として233m ² /人以上	一	原則として233m ² /人以上
入居者1人当たりの面積	15m ² /人～	25m ² /人～	40m ² /人～	40m ² /人程度～
他施設との連携、併設	ショートステイ、通所施設デイ・ナイトケア	一	運営主体が迅速に対応できる距離にあること	一
設備	居室	居室の定員は4人以下、床面積は収納設備を除き44m ² /人以上。	原則として個室。床面積は収納設備、調理施設を除き66m ² /人以上。	居室は2人部屋までとし、床面積は1人部屋はおおむね74m ² 以上、2人部屋は99m ² 以上。
	静養室	○	一	一

2. 精神障害者社会復帰施設（つづき）

精神障害者社会復帰施設（つづき）				
施設・設備基準など	精神障害者生活訓練施設（援護寮）	精神障害者福祉ホーム	精神障害者グループホーム	精神障害者福祉ホーム型
食堂	○調理コーナーを設けること	—	○調理コーナーを設ける	—
居間	—	—	○	—
浴室	○	○	○	○
洗面所	○	○	○	○
便所	○	○	○	○
医務室	—	—	—	—
調理室	給食業務を行うことができる	○	—	○居室に調理設備があれば不要
介護職員室	—	—	—	—
看護職員室	—	—	—	—
機能訓練室	○デイケア設置の場合	—	—	—
面接室	—	—	—	—
相談室	○	—	—	○
洗濯室	—	—	—	—
汚物処理室	—	—	—	—
介護材料室	—	—	—	—
事務室	○	○管理人室	○管理人室	○
施設長室	—	—	—	○管理人室
宿直室	—	—	—	—
靈安室	—	—	—	—
その他	娯楽室（但し食堂と兼ねることができる）	娯楽室		医療機関との密接な連携を図ることができることにおいて実施すること

VI 脳機能障害についての介護マニュアル

若年痴呆患者に対して、現制度上での具体的な処遇方法を含んだマニュアル「若年期の脳機能障害についての介護マニュアル」を作成した（別冊）。

資料2. 初老期痴呆と老年期痴呆の介護の比較

この調査は1991年10月に実施され、三宅貴夫等が「老人をかかえて」の1992年3月号～1993年8月に分けて連載したものを一部改変して引用した。

1. 年齢と性別

	男性	女性	不明	合計
65歳未満	13(50.0)	13(50.0)	0(0.0)	26(100)
65歳以上	81(26.0)	226(72.7)	4(1.3)	311(100)

<説明>

初老期痴呆では男女同数であるが、老年期痴呆では女性が約1・3の割合で多い。

2. 疾患の種類

	アルツハイマー病	血管性痴呆	混合型痴呆	ピック病	頭部外傷	その他
65歳未満	20(76.9)	5(19.2)	0(0.0)	1(3.8)	0(0.0)	0(0.0)
65歳以上	156(50.2)	100(32.2)	35(11.3)	2(0.6)	5(1.6)	16(5.2)

<説明>

65歳未満ではアルツハイマー病が最も多く、65歳以上でもアルツハイマー病によるぼけが最も多く(50.2%)、脳血管性痴呆がこれに次ぐ(32.2%)。また頭部外傷性痴呆も1.6%ある。

3. 初発症状

	記憶障害	見当識障害	行動障害	幻覚妄想	性格変化	その他
65歳未満	11(42.3)	3(11.5)	14(53.8)	1(3.8)	3(11.5)	6(23.0)
65歳以上	165(53.1)	71(22.8)	71(22.8)	39(12.5)	24(7.7)	60(19.3)

<説明>

記憶障害は65歳未満も65歳以上も共に最も多く、65歳未満では特に行動障害が多い傾向がある。

4. 生活の場所

	在宅	老人ホーム	老人保健施設	老人病院	総合病院	精神病院	有料老人ホーム
65歳未満	11(42.3)	3(11.5)	14(53.8)	1(3.8)	3(11.5)	6(23.0)	0(0.0)
65歳以上	165(53.1)	71(22.8)	71(22.8)	39(12.5)	24(7.7)	60(19.3)	3(1.0)

<説明>

65歳未満の痴呆の方方が在宅での介護が困難な状況に置かれていると考えられる。在宅での介護が困難になると65歳以上の人と比べ相対的に精神病院に入院させられていることが多い。65歳未満でも老人ホームや老人病院に入所・入院していることは、特に60歳から64歳までの痴呆の人がこれらの施設を利用できる状況にあるためと思われる。

5. 介護者

	夫	妻	母	息子	娘	長男の妻	その他
65歳未満	11(42.3)	11(42.3)	1(3.8)	1(3.8)	0(0.0)	0(0.0)	2(7.7)
65歳以上	21(6.8)	58(18.6)	0(0.0)	22(7.1)	78(25.1)	98(31.5)	34(10.9)

<説明>

65歳未満では夫または妻が同じ割合で最も多く、この両者を合わせると84.6%であり、初老期痴呆の介護者のほとんどが配偶者である。これに対して65歳以上では、長男の妻(嫁)が最も多く(31.5%)、次に娘、妻の順である。

65歳未満の痴呆については、介護者は60歳代が最も多く(53.8%)、次が50歳代(42.3%)である。これに対して65歳以上の痴呆では、50歳代が最も多く(29.3%)、60歳代(26.7%)、40歳代(24.4%)の順である。

6. 家族構成

	1世代	2世代	3世代	4世代以上	不明
65歳未満	13(50.0)	10(38.5)	2(7.7)	0(0.0)	1(3.8)
65歳以上	48(15.4)	101(32.5)	131(42.1)	6(1.6)	25(8.0)

<説明>

65歳未満の初老期の場合、1世代（夫婦のみ）が半数を占め最も多く、2世代がこれに続く。それに対して65歳以上の老年期の痴呆の場合は、3世代が最も多い。

7. 同居家族数（本人含む）

	1人	2人	3人	4人	5人以上	その他
65歳未満	0(0.0)	13(50.0)	7(26.9)	3(11.5)	1(3.8)	2(7.7)
65歳以上	11(3.5)	62(19.9)	68(21.9)	48(15.4)	101(32.5)	21(6.8)

<説明>

65歳未満の場合は2人が半数を占めて最も多い。これに対して65歳以上の場合は、5人以上が約3分の1で最も多く、3人、2人、4人の順となっている。

8. 制度利用状況（過去1年間に利用した制度）

	老人精神保健相談	保健婦訪問	痴呆疾患センター	通院	往診	訪問看護	入院
65歳未満	2(7.7)	6(23.1)	1(3.8)	17(65.4)	1(3.8)	2(7.7)	6(23.1)
65歳以上	68(21.9)	118(37.9)	23(7.4)	203(65.3)	79(25.4)	24(7.7)	125(40.2)

ショートステイ	デイサービスセンター	老人ホーム入所	在宅介護支援センター	ホームヘルパー	介護手当	特別障害者手当	特別障害者控除
7(26.9)	7(26.9)	3(11.5)	0(0.0)	3(11.5)	2(7.7)	7(26.9)	4(15.4)
119(38.3)	129(41.5)	37(11.9)	4(1.3)	51(16.4)	99(31.8)	28(9.0)	75(24.1)

<説明>

「老人精神保健相談」は老年期で多く21.9%の人が利用しているが、初老期では7.7%と少ない。「保健婦の訪問」は比較的多く初老期で23.1%、老年期で37.9%である。「通院」は共に65.4%であるが、「往診」は老年期で多い（25.4%）。「入院」は老年期が初老期より多く、40.2%である。「介護手当」は、老年期31.8%に対し、初老期は7.7%と少ない。

初老期に多く利用した制度として、特別障害者手当がある。

この結果を見る限り、初老期痴呆の人とその家族が制度上著しい年齢制限や差別を受けているとは言い難い。

9. 介護について困っていること（介護上のこと）

	患者の状態について	介護者の健康状態	制度の利用について	介護者の余裕がないこと	介護の環境	その他	不明
65歳未満	5(19.2)	3(11.5)	0(0.0)	2(7.7)	7(26.9)	0(0.0)	9(34.6)
65歳以上	71(22.8)	33(10.6)	15(4.8)	50(16.1)	69(22.2)	24(7.7)	88(28.3)

<説明>

初老期痴呆と老年期痴呆とでは大きな違いはないと言える。

10. 介護について困っていること（経済的なこと）

	収入の減少について	制度利用に伴う負担について	就労困難・就労中断について	教育費・ローン等の出費について	介護用品の出費について	その他	なし／不明
65歳未満	1(3.8)	5(19.2)	3(11.5)	0(0.0)	0(0.0)	3(11.5)	15(57.7)
65歳以上	10(3.2)	51(16.4)	18(5.8)	9(2.9)	12(3.4)	32(10.3)	195(62.7)

<説明>

「収入の減少について」は、介護に専念するために退職せざるを得ないため収入が減少することなどである。「就労困難・就労中断について」は、介護に専念するために仕事に就けない、仕事を辞めなければならないことなどである。

<引用者の注>

この調査は、あくまでも介護者の問題であり、痴呆の人が仕事が困難になった結果、「収入が減少」したり、「就労困難・就労中断」になることは含まれていない。

11. 介護について困っていること（家族のこと）

	家族等の理解と協力について	家族内の要介護者について	家族内介護者の交代者の不在について	家族生活の混乱について	制度利用の家族の無理解	その他	なし／不明
65歳未満	6(23.1)	1(3.8)	0(0.0)	3(11.5)	1(3.8)	4(15.4)	15(57.7)
65歳以上	93(29.9)	9(2.9)	6(1.9)	69(22.2)	3(1.0)	11(3.5)	178(57.2)

<説明>

「家族等の理解と協力について」は、介護している妻や夫への無理解や非協力のことである。「家庭内の要介護者について」は、ぼけの人の他の人にさらに介護を要する人がいることなどである。「制度利用の家族の無理解」は、介護者がショートステイを利用したいと思っても反対することなどである。なお「家族生活の混乱について」65歳以上の方方が2倍多い理由は不明である。

12. 介護について困っていること（制度利用について）

	デイサービスについて	ショートステイについて	老人ホームについて	窓口相談・情報などについて	利用手續・利用制限について	その他	なし／不明
65歳未満	1(3.8)	1(3.8)	3(11.5)	2(7.7)	1(3.8)	4(15.4)	16(61.5)
65歳以上	27(8.7)	34(10.9)	23(7.4)	11(3.5)	36(11.6)	52(16.7)	169(54.3)

<説明>

この調査項目について65歳未満の初老期痴呆に特に困ったことが多いとはいえないが、これは初老期痴呆の人や家族が制度を利用していないか、利用すべき制度そのものがないことと関係していると思われる。

13. 望むこと・思うこと

	介護者への理解と援助	家庭内の理解と援助	地域社会の理解と援助	福祉の充実	医療の充実	医療・福祉施設の拡充	医療・福祉職員の待遇改善	相談・情報提供の改善
65歳未満	0(0.0)	1(3.8)	1(3.8)	6(23.1)	1(3.8)	2(7.7)	1(3.8)	0(0.0)
65歳以上	3(1.0)	6(1.9)	26(8.4)	72(23.2)	27(8.7)	18(5.8)	12(3.9)	14(4.5)

	制度利用の負担の軽減と公平化	障害者と難病の認定	年齢制限の撤廃	行政の対応の改善・充実	保健・医療・福祉の連携	その他	なし	不明
65歳未満	0(0.0)	1(3.8)	5(19.2)	0(0.0)	1(3.8)	3(11.5)	0(0.0)	10(38.5)
65歳以上	8(2.6)	6(1.9)	1(0.3)	15(4.8)	6(1.9)	26(8.4)	13(4.2)	127(40.8)

<説明>

両群ともに多いのは「福祉の充実」である。具体的には、「デイサービスの普及」、「デイサービスの利用回数増加」、「ショートステイの期間延長」、「介護手当の導入と増額」、「ホームヘルパーの増員」などである。両群で異なるのは、「年齢制限の撤廃」が65歳未満の痴呆の群に多いことである。既に述べたことがあるがとりわけ60歳未満の痴呆の人について、この要望が強い。その他の項目の具体的な内容として、「痴呆専用施設」「痴呆の人への十分な身体治療」「行政が介護家族について正しい理解と実態を把握すること」「保健・医療・福祉の連携」などである。なお介護家族からみて「痴呆の人が利用できる老人ホームや病院の増設」「医療や福祉の職員の増員や労働条件の改善」などの指摘もある。

14. まとめ

初老期痴呆独自の問題や課題はあるが、年齢に関係なく痴呆の人と家族への社会の理解、医療・福祉の施設の充実、医療・福祉の職員の増員と労働条件の改善、医療・福祉の職員の痴呆と家族への理解、保健・医療・福祉の連携など痴呆の人と家族を支える基本的な基盤の充実が不可欠と結論づけることができる。

資料3. 現在の施設内容とその基準

1. 高齢者福祉施設

高齢者福祉施設			
施設・設備基準 など	特別養護老人 ホーム	グループホーム	グループケアユニット 型特別養護老人ホーム
施設の目的	身体上又は精神上著しい障害のある高齢者に対し、日常必要なサービスを提供する。	小規模のグループで共同生活を営む痴呆性高齢者に對し、家庭的な環境の中で生活援助員による生活上の指導援助を行う形態。痴呆の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ、精神的に安定して明るい生活を送れるように支援する（他に精神障害者グループホームもある）。	入所者の内の多く（8割程度）が痴呆障害を持っている特別養護老人ホーム。居室をいくつかの小規模グループに分け、グループ毎に食堂、談話スペース等を備えるといったグループホーム的手法によるサービス提供を行なう。
対象者	65歳未満で、特に必要があると認められた場合を含む以上の高齢者であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者であり、居宅において適切な介護を受けることが困難な者。	概ね65歳以上の中程度の痴呆性高齢者であって、家庭環境等により、家庭での介護が困難であるか、概ね身辺の自立ができるおり、共同生活を送ることの支障がないことに該当する者スウェーデンでは痴呆性高齢者専用ではない。	特別養護老人ホームと同じ。
入所定員	20人以上	1グループ当たり5人～9人。但し、事業単位としては、複数のホームを合築して運営することができる。但し東京都基準では最大5人まで、4ユニット以上ではデイサービス施設を併設。	居室部分を、1グループ当たり5人～9人のグループユニットとし、複数ユニットを運営する。
建物	耐火建築物（平屋は準耐火建築物）	階数・規模により耐火または準耐火建築物	階数・規模により耐火または準耐火建築物
国庫補助基準面積	34.13 m ² / 人	—	38.0 m ² / 人
入居者1人当たりの面積（実状）	通常：40～50 m ² / 人、全個室型：50～60 m ² / 人	40 m ² / 人～	50～70 m ² / 人
他施設との連携、併設			
設備 居室	1人当たり 10.65 m ² (個室は 15.72 m ²)、多床室の場合は4人以下、ショートステイ居室は 12.48 m ²	原則個室。1人当たり 9.9 m ² 以上。13 m ² 以下の場合には、押入棟の収納設備を別に確保補助基準	原則個室。面積基準は特別養護老人ホームに準じた扱いとする。
	静養室	介護職員室または看護職員室に近接	— ○

1. 高齢者福祉施設（つづき）

高齢者福祉施設（つづき）			
施設・設備基準 など	特別養護老人ホー ム	グループホーム	グループケアユニット 型特別養護老人ホーム
食堂	○機能訓練室と合 わせて1人当たり 3m ² 以上	○	○
居間	—	○入居者の相互交流の場と して	○
浴室	○一般浴槽の他、 特別浴槽の設置	○1~2人用の介助に適し た浴槽	○
洗面所	○居室の階ごと に、身体障害者に 適したもの	○原則、居室内に設ける	○
便所	○同上	○原則、複数箇所に分散配 置	○
医務室	○入所施設を有し ない診療所とする	—	○
調理室	○	○入居者と職員が共働きで 調理	○
介護職員 室	○寮母室、居室の ある階ごとに、居 室に近接して	○	○
看護職員 室	○	—	○
相談室	—	—	○
洗濯室	○	○ユーティリティとして	○ユーティリティとし て
機能訓練 室	○	—	○
面接室	○	—	○
汚物処理 室	○	○ユーティリティとして	○ユーティリティとし て
介護材料 室	○	○	○
事務室	○	—	○
施設長室	—	—	○
宿直室	○介護職員、事務 職員、（看護職 員）	—	○
靈安室	○地域ターミナル ケアの拠点として の機能	居室に安置	○

2. 精神障害者社会復帰施設

精神障害者社会復帰施設				
施設・設備基準など	精神障害者生活訓練施設(保護寮)	精神障害者福祉ホーム	精神障害者グループホーム	精神障害者福祉ホーム型
施設の目的	回復途上にある精神障害者に居室その他設備を一定期間利用することにより、生活の場を与えるとともに、精神障害者の社会参加に関する専門的知識を持った職員により生活の指導等を行い、もってその自立への促進を図る。	一定程度の自立能力のある精神障害者であって、家庭環境、住宅事情等の理由により住宅の確保が困難な者に対し、一定期間利用させることにより生活の場を与えるとともに必要な指導等を行い、もって社会参加の促進を図る。	地域において精神障害者グループホーム(共同生活を営む精神障害者に対し、食事の世話等の生活援助体制を備えた形態)での生活を望む精神障害者に対し、日常生活における援助を行うことにより、精神障害者の自立生活を助長する。	症状が相当程度改善している精神障害者家庭の社会復帰、援助のために、生活と復帰のための指導等を行ふ。立派な社会復帰を図る実業を試行的に実施する(長期在院患者の療養体制調整備事業)。
対象者	入院医療の必要はないが精神障害のため独立し日常生活を営むことが困難と見込まれるものであり、かつ、デイケア施設、精神障害者通所授産施設及び精神障害者小規模作業所に通える程度の者。	家庭環境、住宅事情等の理由により住居の確保が困難であるため、現に住居を求めている精神障害者。また、日常生活において介助を必要としない程度に生活習慣が確立しており、継続して就労できる見込みがある者。	精神障害者であって、日常生活上の援助を受けないで生活することができるが、可能でないか又は適当でない者。また、一定程度の自活能力があり、数人で共同の生活を送ることに支障がないく、就労(福祉的就労を含む)している者。	病状は安定していて必ずしも入院治療を必要としないが、害もしくは逸脱行動の症状を有する、高齢化による介助を必要とする状態にある精神障害者で、一定程度の介助があれば、日常生活を営むことができる者。
入所定員	おおむね20人	おおむね10人	おおむね5~6人	おおむね20人
建物	一	一	一	耐火または準耐火建築物
基準面積	原則として14.9m ² /人以上	原則として23.3m ² /人以上	一	原則として23.3m ² /人以上
入居者1人当たりの面積	15m ² /人~	25m ² /人~	40m ² /人~	40m ² /人程度~
他施設との連携、併設	ショートステイ、通所施設デイ・ナイトケア	一	運営主体が迅速に対応できる距離にあること	一
設備	居室	居室の定員は4人以下、床面積は収納設備を除き44m ² /人以上。	原則として個室。床面積は収納設備、調理施設を除き66m ² /人以上。	居室は2人部屋までとし、床面積は1人部屋はおおむね74m ² 以上、2人部屋は99m ² 以上。
	静養室	○	一	原則個室。居室面積は収納設備、調理設備等を除き8m ² /人以上。ただし、長期療養の環境に配慮されれば複数人の居室設置可能。

2. 精神障害者社会復帰施設（つづき）

精神障害者社会復帰施設（つづき）				
施設・設備基準など	精神障害者生活訓練施設（援護寮）	精神障害者福祉ホーム	精神障害者グループホーム	精神障害者福祉ホーム型
食堂	○調理コーナーを設けること	—	○調理コーナーを設ける	—
居間	—	—	○	—
浴室	○	○	○	○
洗面所	○	○	○	○
便所	○	○	○	○
医務室	—	—	—	—
調理室	給食業務を行うことができる	○	—	○居室に調理設備があれば不要
介護職員室	—	—	—	—
看護職員室	—	—	—	—
機能訓練室	○デイケア設置の場合	—	—	—
面接室	—	—	—	—
相談室	○	—	—	○
洗濯室	—	—	—	—
汚物処理室	—	—	—	—
介護材料室	—	—	—	—
事務室	○	○管理人室	○管理人室	○
施設長室	—	—	—	○管理人室
宿直室	—	—	—	—
霊安室	—	—	—	—
その他	娯楽室（但し食堂と兼ねることができる）	娯楽室		医療機関との密接な連携を図ることができると場所において実施すること

VI 脳機能障害についての介護マニュアル

若年痴呆患者に対して、現制度上の具体的な処遇方法を含んだマニュアル「若年期の脳機能障害についての介護マニュアル」を作成した（別冊）。